

○茅野市自動体外式除細動器(AED)貸出規程

平成 19 年 12 月 20 日
告示第 201 号

(目的)

第 1 条 この規程は、茅野市が所有する自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を、各種イベント等の主催者に貸し出すことについて、必要な手続きを定めるものとする。

(貸出対象)

第 2 条 AED の貸出しを行うイベント(以下「対象イベント」という。)の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 茅野市民を主な対象として開催する各種イベント
- (2) その他市長が特に必要と認めたイベント

(貸出しの条件)

第 3 条 AED の貸出しについては、救命救急講習等を受けた者を会場に配置することを条件とする。

(貸出台数・期間)

第 4 条 AED の貸出台数は、対象イベントにつき 1 台とし、貸出期間は、イベント開催に伴い必要と認められる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、貸出台数の追加及び貸出期間の延長を行うことができるものとする。

2 AED の貸出しを受けた者は、貸出期間終了後速やかに返還するものとする。

(貸出料等)

第 5 条 AED の貸出料は、無料とする。

2 パッド等の消耗品を使用した場合は、貸出しを受けた者の負担により交換するものとする。

(借用申込手続き)

第 6 条 AED の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の 3 箇月前から 1 週間前までに、自動体外式除細動器(AED)借用申請書([様式第 1 号](#))により、市長に申請をするものとする。

(AED の管理)

第 7 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED を常に良好な状態で管理しなければならない。

(AED の使用報告)

第 8 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED を実際に使用した場合には、自動体外式除細動器(AED)使用報告書([様式第 2 号](#))に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

(事故報告)

第 9 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED を故障、破損又は紛失させた場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(賠償)

第 10 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED をその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、市長の指示に従い、その者の負担においてこの損害を補償し、又は修理するものとする。

(返還)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、[第 5 条](#)の規定にかかわらず、貸出しを受けた者に対し、当該 AED の返還を求めることができる。

- (1) 貸出しを受けた者が、当該 AED を使用しなくなったとき。
- (2) 貸出しを受けた者が、この規程に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長から AED の返還を求められた者は、速やかに当該 AED を返還しなければならない。

(庶務)

第 12 条 この要綱に基づく事務は、危機管理室消防課において処理する。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文抄

平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

年 月 日

(あて先)茅野市長

団体名
 代表者氏名
 住所
 電話番号
 申込者

自動体外式除細動器 (AED) 借用申請書

茅野市自動体外式除細動器 (AED) 貸出規程により、次のとおり AED の借用を申請します。

開催事業の概要	イベント名称			
	開催期間			
	開催場所	茅野市		
	主催者			
	開催目的及び当該イベント概要			
	AED 管理責任者			
	参加予定人数	人		
	AED 講習修了者氏名		認定年月日	
借用希望日	年 月 日 () 午前・午後 時			
返却予定日	年 月 日 () 午前・午後 時			

年 月 日

(あて先)茅野市長

団体名
代表者氏名
住所
電話番号
報告者

自動体外式除細動器 (AED) 使用報告書

年 月 日付けで借用した AED の使用について、次のとおり報告します。

借用団体		
AED を使用した日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃	
AED の操作を行った人 (わかる範囲で該当するものを○で囲んでください。)	主催者・参加者・医療関係者・医療関係者以外 (氏名 :)	
AED の使用を受けた人 (わかる範囲でご記入ください。)	性別	男性・女性
	年齢	歳位
AED を使用した時の状況等(わかる範囲でご記入をお願いします。)		